

顔認証マイナンバーカード についてのお知らせ

☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)

顔認証マイナンバーカードとは

令和5年12月15日から導入されたもので、電子証明書(英数字6桁～16桁、数字4桁のもの。以下、「暗証番号」という。)の設定や管理に不安がある人の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、本人確認方法を機器による顔認証、もしくは目視による認証に限定したマイナンバーカードです。これまでのマイナンバーカードと外見上の違いはないため、医療機関などにおいて区別できるように、**カードの券面欄に「顔認証」と記載**されます。

これからマイナンバーカードを受け取るだけでなく、既にマイナンバーカードをお持ちの人でも、無料で顔認証マイナンバーカードに切り替えることができます。

顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス

1. 健康保険証としての利用(※)
 2. 券面の顔写真や記載事項(氏名、生年月日、住所、性別、個人番号)を用いた本人確認書類としての利用
- ※顔認証マイナンバーカードでは暗証番号が搭載されていないため、マイナポータルやセブン銀行ATMでの保険証利用の登録手続きはできません。役場1階 住民課窓口で登録を行なってください。

顔認証マイナンバーカードで利用できないサービス

以下のような暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。

1. マイナポータル
2. 各種証明書(住民票の写し、印鑑証明書など)のコンビニ交付
3. その他のオンライン手続きなど

☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)

9月3日(火)からコンビニ交付サービスにおいて、マイナンバーが記載された住民票が取得できるようになりました。
※マイナンバー記載の住民票は使用目的などが法律により制限されています。事前に提出先にご確認ください。

利用可能時間

6時30分～23時
(年末年始、メンテナンス日を除く)

必要なもの

- 顔写真付きのマイナンバーカード
- 4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)

手数料

200円(コンビニ交付サービス利用の場合)

☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)

須恵町ではみんなにやさしいデジタル化の推進のため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使ってみたい人を対象に、個別対応の無料相談窓口(予約不要)を開設しています。

※スマートフォンを持っていない人には、無料で貸し出します。

▶ **開設日** 9月19日(木)、26日(木)、
10月3日(木)、10日(木)

▶ **受付時間** 9時～12時、13時～16時

▶ **場 所** 役場 1階ロビー

▶ **相談内容** スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法、マイナンバーカードの健康保険証利用の登録など

▶ **注意事項** 端末設定や
端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。



☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)

システムメンテナンスのため、以下の日程で証明書コンビニ交付サービスを一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

コンビニ交付サービス停止期間

▶ **日 時** 10月10日(木)
6時30分～23時まで(終日)

※作業状況により、サービス停止期間が前後する場合があります。

停止に伴う影響

下記のお手続きがご利用いただけません。

- 本籍地交付利用登録申請
- コンビニ(セブンイレブン、ミニストップ、ローソン、ファミリーマートなど)での下記証明書の取得

対象となる証明書
住民票の写し
印鑑登録証明書
戸籍全部(個人)事項証明書 <戸籍謄(抄)本>
戸籍附票の写し

☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線134)

道路交通法の改正(令和6年5月24日公布)により、ペダル付原動機付自転車(ペダル付電動バイク)について、原動機を用いずに走行する場合であっても、原動機付自転車などの運転に該当することが明確化されます。

ペダル付原動機付自転車は、一般原動機付自転車(原付バイク)と同様に、軽自動車税(種別割)が課税されますので、ナンバープレートの交付を受けていない場合は、**速やかに原動機付自転車として登録の手続きをしてください。**

ペダル付原動機付自転車とは

ペダル付原動機付自転車とは、原動機の力のみで走行する原付バイクとは異なり、モードを切り替えることで、ペダルを用いた人の力による走行も可能となる装置を備えた車両のことをいいます。

道路交通法上は「原動機付自転車」に分類されるため、走行するためにはナンバープレートの取付や運転免許の取得などの条件を満たす必要があります。

☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)

須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

相談日

令和6年	令和7年
10月16日(水) 11月20日(水)	1月15日(水)

▶ **会 場** 須恵町役場

▶ **時 間** 9時～19時(お一人1回につき1時間)

▶ ご用意いただくもの

- 収入が分かるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ 予約方法

事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

町税の納付忘れにご注意ください

☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139)

9月30日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 国民健康保険税 **4期**

定額減税を十分に受けられないと見込まれる人への調整給付について

☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線134)

令和6年分の所得税および個人住民税の定額減税の対象者で、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない人に対し、その差額を給付(以下「調整給付」)します。

▶ 支給対象者

基準日に、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人

▶ 定額減税可能額

- 所得税分=3万円×減税対象人数(※)
- 個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数(※)

(※)…納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)となります。ただし、同一生計配偶者、扶養親族は国外居住者を除きます。

▶ 申請方法

支給対象となる人へ、「調整給付金支給確認書」または「調整給付金支給のお知らせ」を送付しています。内容に応じて申請してください。ただし、原則として「調整給付金支給のお知らせ」を受け取った人の申請は不要です。

給付時期については、申請受け付け、審査完了後、9月下旬から順次給付開始予定です。

なお、お問い合わせは下記コールセンターまでお電話ください。

☎ 0570-01-1158
(土日祝日含む 8時30分～20時)